

無許可専従に係る処分等について

平成20年6月10日

社会保険庁

1. これまで明らかになった無許可専従の事案については、現在、それぞれの事案への管理者等の具体的な関与の内容の確認や処分量定の検討に時間を要しているところ。
2. また、無許可専従等のより一層の実態解明に向けて外部の専門家を入れた新しい調査体制を検討し、改めて調査を行うこととしており、その結果も踏まえて処分を行うことを検討している。